

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、A株式会社に雇用され、B所在の同社Cセンターにおいてソフト開発担当者として業務に従事していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、帰宅のため普通乗用自動車を運転し、停車していたところ、後方から普通乗用自動車に追突され（以下「本件災害」という。）、同月〇日、Dクリニックを受診し「頸椎捻挫」と診断された。その後、複数の医療機関において療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

2 請求人は、治癒後、障害が残存するとして、障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。
請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、請求人は、再審査請求をしたが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決（平成24年労第600号。以下「前回裁決」という。）をした。なお、請求人は、前回処分に関する取消訴訟を提起していない。

3 今般、請求人は、E診療所に受診し、「外傷性脳損傷」と診断された。

4 本件は、請求人が本件災害により外傷性脳損傷を発症したものであるとして平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間にかかる休業給付を請求した

ところ（以下「本件請求」という。）、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人の外傷性脳損傷が本件災害によるもので、療養のため労働ができなかったと認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、本件災害により外傷性脳損傷あるいはMTBIを発症したとして本件請求をしているが、当審査会は、既に前回裁決において、請求人の脳の器質的損傷及びMTBIは認められず、本件災害による請求人の治癒後に残存する障害の程度は、むちうち後の神経症状のみであると判断している。請求人は、治癒後に傷病が増悪あるいは再発したとの主張はしていないことから、前回裁決後に請求人主張の症状が発症したとも考えられず、本件請求を認めることはできない。

（2）なお、請求人は、前回処分後に、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長が平成25年6月18日付け基労補発0618第1号「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害（補償）給付請求事案の報告について」（以下「通達」という。）を出しており、通達の考え方に基づくると請求人の傷病はMTBI

Iに該当するとの趣旨において本件請求に及んだものとも推察されるが、監督署長は、本件処分に当たって、通達に基づき調査を行い、F医師の「WHO協力センターの操作的定義に基づき、本件事故により、請求人に軽度外傷性脳損傷が生じたものとは判断できない。」との意見を踏まえ判断をしていることが認められる。当審査会としても、F医師の意見は妥当なものと考えことから、同意見に依拠する本件処分は妥当であり、前回裁決と同様に請求人の傷病がMTBIに該当するとは認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。